

# 「山口県医師確保計画」の策定について

令和元年10月 医療政策課

## 1 概要

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）に基づき、医師の確保に係る医療提供体制の確保に関する基本的方針を定めるもの。 \*第7次山口県保健医療計画の別冊の位置づけ

## 2 法的根拠

医療法第30条の4第2項第11号

## 3 計画期間

- 2019年度中に策定
- 2020年度～2023年度（4年間）

\*以降は、本体計画（次回は、第8次計画）の改定に合わせ、3年ごとに見直し。

## 4 計画の構成（※「医師確保計画策定ガイドライン」に準拠）

- ① 医師偏在指標
- ② 2次医療圏における「医師多数区域・少数区域」等の設定
- ③ 県内2次及び3次医療圏における、医師の確保方針の策定
- ④ 県内の2次及び3次医療圏における、医師偏在の度合いに応じた医師確保の目標の設定
- ⑤ 医師の派遣など目標の達成に向けた施策の推進
- ⑥ 産科・小児科における医師確保計画
- ⑦ 効果の測定・評価

## 5 今後の策定スケジュール（予定）

月	日	項目
2019年	10月	国が「医師偏在指標」を算出予定
	10月28日	県地域医療対策協議会
	11月18日	県医療審議会（素案審議）
	12月	県議会環境福祉委員会（素案報告） パブリック・コメント実施
2020年	2月	県地域医療対策協議会（最終案審議）
		県医療審議会（最終案審議）
	3月	県議会環境福祉委員会（最終案報告）
		計画策定・公表

## 6 山口県医師確保計画の概要

※ 以下の「医師偏在指標」に関連する数値は暫定値であり、今後公表される確定値をもって置き換える

### (1) 現状

#### ○医師偏在指標

山口県：214.2（全国 32 位 → 医師少数県(下位 16 県)に位置付け）  
全 国：238.6

#### ○人口 10 万人あたりの医師数（H28 厚労省「医師・歯科医師・薬剤師調査」）

山口県：246.5 人（全国 20 位）  
全 国：240.1 人

#### ○医師の平均年齢

山口県：52.5 歳（福島県と並んで、全国 1 位）  
全 国：49.6 歳

#### ○2 次医療圏の状況

区 分	医師偏在指標		人口10万人 当たり医師数	医師数 (実数)
		全国順位		
岩 国	197.1	120位	203.5	288人
柳 井	144.7	272位	203.0	162人
周 南	177.3	175位	198.1	497人
山口・防府	198.0	119位	213.6	668人
宇部・小野田	316.3	26位	378.7	971人
下 関	221.1	86位	262.3	697人
長 門	142.2	281位	177.7	62人
萩	149.6	259位	174.7	91人
山口県	214.2	(32位)	246.5(20位)	3,436人

注) 医師偏在指標の全国順位は、3 次医療圏は 47 都道府県、2 次医療圏は、335 医療圏で算出

以下(2)～(6)について、医療対策協議会において協議する

### (2) 医師少数区域・医師多数区域の設定

医師偏在指標により、本県は下位 33% に該当する全国 32 位であることから、医師少数県に該当。

本県の二次医療圏ごとの医師少数区域、医師多数区域の設定については、以下を予定。

区分	保健医療圏	
医師少数区域	3圏域	柳井、長門、萩
医師多数区域	2圏域	宇部・小野田、下関
上記のいずれにも該当しない区域	3圏域	岩国、周南、山口・防府

### (3) 医師少数スポットの設定

医師少数区域に該当しないへき地において、医師修学資金貸与者の勤務予定のある病院が所在する地域を医師少数スポットとして設定の予定。

保健医療圏	医師少数スポット
岩国	岩国市における旧錦町地域及び旧美和町地域
宇部・小野田	美祢市全域
下関	下関市における旧豊田町地域

### (4) 医師確保の方針

#### ①県

医師少数県に該当するため、将来にわたる持続的な地域医療提供体制の確保に向け、県全体として医師の総数を増やしていくことを基本方針としたい。

#### ②二次医療圏

多数・少数等	医師確保の方針
医師少数区域	将来にわたる持続的な地域医療提供体制の確保に向け、保健医療圏内の医師数を増やしていくことを基本方針としたい。
医師多数区域	原則、他の二次医療圏から医師の確保は行わないこととするが、将来にわたる持続的な地域医療提供体制の確保に向け、引き続き、必要な医師の確保について取り組むことを基本方針としたい。
(宇部・小野田)	医師派遣の中核的な役割を果たしている山口大学医学部附属病院があることから、引き続き、県内の医師派遣機能の強化に向けた取組を促進したい。
多数・少数のいずれにも該当しない区域	将来にわたる持続的な地域医療提供体制の確保に向け、引き続き、医師多数区域から必要となる医師の確保に取り組むことを基本方針としたい。
医師少数スポット	将来にわたる持続的な地域医療提供体制の確保に向け、引き続き、医師多数区域から必要となる医師の確保に取り組むことを基本方針としたい。

## (5) 目標医師数

計画期間中に医師少数区域を脱するために必要な具体的な医師の数を、目標医師数として設定。

医師偏在指標（確定値）が公表された後に設定する

## (6) 目標達成に向けた施策等

第7次「山口県保健医療計画」の「第3部 地域の保健医療を担う人材の確保と資質の向上」、「第1章 医師」において示す医師確保に係る施策や、「医師確保計画策定ガイドライン」で示す国が想定している施策を参考にする。

## (7) 産科医に係る医師確保計画

### ①現状

#### ○産科における周産期医療圏の状況

区分	医師偏在指標（周産期医療圏）		人口10万人 当たり医師数 （二次医療圏）	医師数 （実数） （二次医療圏）
		全国順位		
岩国	9.3	190位	44.1	11人
柳井			25.2	3人
周南	9.1	195位	54.8	25人
山口・防府	11.6	126位	38.5	24人
萩			40.2	3人
宇部・小野田	18.9	31位	74.7	35人
下関	9.4	187位	39.9	19人
長門			40.6	2人
山口県	11.5	(29位)	48.0(18位)	122人

注) 周産期医療圏別医師偏在指標の全国順位は、3次医療圏は47都道府県、周産期医療圏は、284周産期医療圏で算出

以下②③について、医療対策協議会において協議する

### ②相対的産科医師少数区域の設定等

○相対的産科医師少数区域の設定

○産科医確保に向けた基本方針

### 【参考】

- ▼ 本県は、国が示した産科医の医師偏在指標によると、下位33%に該当していないものの、全国平均を1ポイント以上下回ること。
- ▼ 周南周産期医療圏は、下位33%に該当すること。
- ▼ 岩国、柳井周産期医療及び下関、長門周産期医療圏は、下位33%に該当していないものの、周南周産期医療圏と指標において大差がないこと。
- ▼ 二次医療圏に当たる柳井、長門、萩の各保健医療圏においては、産科、産婦人科の医師が少ないこと。

### ③産科の医師確保に向けた施策等

第7次「山口県保健医療計画」の「第2部 県民の安心・安全を支える保健医療提供体制の構築」、「第3編 5事業」、「第4章 周産期医療」において示す施策や、「医師確保計画策定ガイドライン」で示す国が想定している施策を参考にする。

### (8) 小児科医に係る医師確保計画

#### ①現状

#### ○小児科における小児医療圏の状況

区分	医師偏在指標 (小児医療圏)		人口10万人 当たり医師数 (二次医療圏)	医師数 (実数) (二次医療圏)
		全国順位		
岩国	98.3	151位	88.9	15人
柳井	91.0	185位	62.9	5人
周南			100.7	32人
山口・防府	92.7	181位	87.7	36人
萩			79.7	4人
宇部・小野田	159.5	16位	169.5	52人
下関	96.4	167位	98.2	30人
長門			57.9	2人
山口県	106.8	(27位)	105.4(27位)	176人

注) 小児医療圏別小児科における医師偏在指標の全国順位は、3次医療圏は47都道府県、小児医療圏は、311小児医療圏で算出

以下②③について、医療対策協議会において協議する

## ②相対的小児科医師少数区域の設定等

○相対的小児科医師少数区域等の設定

○小児科医確保に向けた基本方針

### 【参考】

- ▼ 小児科医の医師偏在指標によると、本県は下位33%に該当していないものの、年少人口10万人あたりの医師数は全国平均を下回っていること、また、小児科医師は、全国的にも不足感があること。
- ▼ 本県の各小児医療圏は、下位33%に該当していないが、宇部・小野田小児医療圏を除く各小児医療圏は、小児科医の医師偏在指標上、全国平均の106.2を下回っていること。
- ▼ 二次医療圏に当たる柳井、長門、萩の各保健医療圏においては、小児科の医師が少ないこと。

## ③小児科の医師確保に向けた施策等

第7次「山口県保健医療計画」の「第2部 県民の安心・安全を支える保健医療提供体制の構築」、「第3編 5事業」、「第5章 小児医療」において示す施策や、「医師確保計画策定ガイドライン」で示す国が想定している施策を参考にする。

## (9) 計画の効果の測定・評価

- 山口県医療対策協議会において、関係者の協議を行い、本県の実情に応じた効果的な医師確保対策に取り組む。
- 医師確保計画の効果測定・評価の結果については、県医療対策協議会において協議を行い、次期計画の策定・見直しに反映させるとともに、評価結果を次期計画に記載する。